令和６年度　食文化振興加速化事業（食文化発信・普及推進事業）

審査基準

Ⅰ　審査方法

審査は、文化庁が設置する『令和６年度「食文化振興加速化事業（食文化発信・普及推進事業）」審査委員会』（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

Ⅱ　評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。審査委員会の委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す評価基準に基づき採点を行い、各委員が採点した点数の合計を平均したものを当該企画提案の得点とする。

Ⅲ　採択案件の決定方法

原則としてⅡで行った評価における得点の最も高い者を採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

ただし、個別評価項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

Ⅳ　評価項目

１．事業の実施体制に関する評価

① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

③ 事業内容の適切な遂行に必要な技術力及びノウハウが具体的に示されていること。

④ 財務状況等により経営基盤が確立していること。

２．事業内容に関する評価

① 本委託業務の趣旨・目的を理解し、実現性・妥当性のある具体的な内容であること。

② スケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。

③ 実施する事業の内容に創意工夫があり、高い成果を得られることが期待できること。

④ 事業を実施することで、今後の食文化の振興に展望や発展性が見込まれること。

⑤ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。

⑥ 提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

　３．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成２８年３月２２日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive\_act/wlb\_torikumi.html

Ⅴ　評価基準

１．評価項目の「１．事業の実施体制に関する評価」及び「２．事業内容に関する評価」については以下の５段階評価にて採点を行う。

　　・大変優れている＝５点

　　・優れている　　＝４点

　　・普通　　　　　＝３点

　　・やや劣っている＝２点

　　・劣っている　　＝１点

２．評価項目の「３．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| ○えるぼし認定等（女性活躍推進法） | |
| ・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） | ＝１点 |
| ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） | ＝１．５点 |
| ・認定段階３ | ＝２点 |
| ・プラチナえるぼし認定 | ＝３点 |
| ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） | ＝０．５点 |
|  |  |
| ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | |
| ・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）  （次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定） | ＝１点 |
| ・トライくるみん認定 | ＝１．５点 |
| ・くるみん認定②  （平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）  （次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） | ＝１．５点 |
| ・くるみん認定③（令和４年４月１日以降の基準）  （令和３年改正省令による改正後の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定） | ＝１．５点 |
| ・プラチナくるみん認定 | ＝３点 |
|  |  |
| ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 | |
| ・ユースエール認定 | ＝２点 |
|  |  |
| ○上記に該当する認定を有しない | ＝０点 |